

令和6年2月3日開催の企画研修『BCP作成の総仕上げ』で行いましたWebアンケートにてご質問をいただきましたので回答いたします。

* 質問部分については一部抜粋して掲載しております。

講師への質問

①当法人の職員から、罹災中の給与はどうなるのか？と聞かれました。罹災時は出勤できない人、出勤できる人がいるので、給与はどうなるのかと。出勤できる場合、特別手当がつくのか。法人内で取り決めれば良いと思うのですが、常識的にはどのように考えたらいいのでしょうか？

(回答)

法人の判断になると思います。一般的という事であれば、労基法26条では、建物が被害を受けて運営できるかどうか、もしくは事業所側が来なくていいといっているかで異なるかと思われます。

前者であれば、不可抗力なので給与も手当も出ません。

後者は給与の6割を休業手当として事業所はスタッフに支払う必要があります。

②BCPの中に他施設との連携という項目で、連携協定書の締結という項目があります。協定書のひな形や記入すべき項目などありますでしょうか？

(回答)

連携協定書の締結については、他機関との協議が必要になりますので、徐々に構築していくことが重要かと思えます。

記入すべき項目としては、

- ・連携の目的
- ・利用者の相互受入要領
- ・人的支援（職員の施設間派遣など）
- ・物的支援（不足物資の援助・搬送など）
- ・費用負担などが想定されます。

「社会福祉施設等におけるBCP様式および解説集」

MS&ADインターリスク総研株式会社（R2.3）のP65以降に協定の解説がありますので、参考にされてはいかがでしょうか

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000651586.pdf>

③地域ネットワークという項目ですが、単体の居宅支援事業所の場合はこの項目に関して記入が難しく、困っています。

(回答)

常日頃の活動で関係機関や地域と地道に関係を構築していく中で地域ネットワークを構築していくことが大切です。

当会の地区ブロックや地区医師会、在宅医療介護連携支援センター等、介護サービス事業所連絡会

等で検討するのも一つの方法かと思います。

また地域の防災訓練等に参加し、自主防災組織と顔の見える関係を作っていく中で構築していくことも重要です。